

熊谷市と戦災復興都市計画土地区画整理事業

熊谷市開発部都市整備課長 坂田利力

概要

熊谷市は、第二次世界大戦によって市（当時）の約74%を焼失し、一面の焼野原と化した。復興を機会に熊谷市を埼玉県北部の政治・文化・経済の中心都市とするため、壮大な将来計画を盛り込んだ計画をたて、165.7haの区域を戦災復興都市計画土地区画整理事業として着手した。

しかし、その後の政治・経済情勢の変化、他事業との調整の結果、一部区域を除外し、なお、区域を三工区に分割し、第一工区約144.4ha、第二工区約12.5ha、第三工区約5haについて事業を施行した。

事業着手以来、街路の整備、街区の整備、公園の整備、下水道整備を進め今日の埼玉県の中核都市である熊谷市の発展に大きく貢献して来た。

この事業は、昭和21年9月4日の戦災復興院の告示、9月10日の内閣認可以後、埼玉県知事施行により開始され、昭和30年4月1日熊谷市長に引き継がれ、昭和48年6月30日の換地処分完了まで実に27年間の長い事業であった。

名称	熊谷戦災復興都市計画土地区画整理事業	
根拠規定	特別都市計画法第一条第二項、第五条	
施行者	昭和21年9月～昭和30年3月	埼玉県知事
	昭和30年4月～昭和48年6月	熊谷市長
施行期間	昭和21年度～昭和48年度	
施行面積	161.9ha	
総事業費	約14億660万円 (第一工区 3億9,421万円) (第二工区 9億7,550万円) (第三工区 3,689万円)	
換地処分	第一工区 昭和46年 6月30日 第二工区 昭和48年 6月30日 第三工区 昭和32年11月15日	

位置及び地勢

本市は東経139°23'、北緯36°09'（熊谷市役所位置）で埼玉県の北部に位置し、東西13.5km、南北10.9km、面積85.15km²のひろがりをもち平坦地で、関東平野の北西部にある。

本市の東は行田市、南河原村に、北は妻沼町、深谷市に、西は川本町、江南町、滑川町に、南は東松山市、大里村に接している。

本市は中仙道の宿場町として栄え、交通の要衝として古くから発展し南東から北西に通じるJR高崎線の熊谷駅は東京より64km、県庁所在地浦和市より40kmの地点にあり、同線に並行する上越新幹線の停車駅でもある。

また、東に秩父鉄道羽生線、西に秩父鉄道秩父線の分岐点であり、一級河川利根川を越えて群馬県、栃木県と連絡する県北最大の経済・文化の中心都市である。

南西の秩父連山は秩父多摩国立公園として知られているが、この秩父連山に源を発する荒川は、渓谷の間を迂曲奔流して寄居町附近より関東の沢野を東に流れ、市街地の南端を流れて穀倉地帯を灌漑し隅田川となって東京湾に注いでいる。

沿革

「熊谷」の地名が文書の上に見えるのは「黄熊谷氏家記」に記され天喜元年（1053年）に始まる。私市直季が武州目代として大里郡熊谷邑に領地三千余町歩を賜り、ここに居を構えたとあるのがそれであって、室町時代まで熊谷氏の領地であった。

江戸時代は徳川氏直轄ともなったが、徳川氏譜代大名が主として忍城に封じられ一貫して忍藩の統治下にあった。

明治4年廃藩置県の令が布され、忍県、入間県に属したが、同6年入間県、群馬県を廃し「熊谷県」が置かれ、同9年埼玉県の管するところとなった。

明治22年市制・町村制施行に際し、熊谷宿石原村を併せて熊谷町となり、大正12年肥塚村、昭和2年成田村、昭和7年大幡村を併せて昭和8年4月市制を施行し、「埼玉県下2番目の市」となった。

昭和16年佐谷田村、久下村、玉井村、大麻生村を合併して人口約4万人を数えたが、満州事変の頃より次第に本市にも工業が盛んになり、また、県北唯一の文化都市として大をなしたのであるが、太平洋戦争の終戦の前夜の戦災により甚大な打撃を受け市街地の大半を焦土と化した。

終戦以来、市民の復興意欲は旺盛で戦災復興都市計画事業は着々と進行し、家屋建築、人口等はいずれも増加の一途をたどった。

さらに町村合併促進法により昭和29年中条村、奈良村、別府村、三尻村、昭和30年吉岡村、太井村の一部、星宮村の一部を合併し、その面積は85.15km²になった。

現在、当市は、人口154,253人（平成4年1月1日現在）の都市に成長している。

罹災状況

被害当時の情勢

昭和19年7月には南海の孤島サイパンが玉砕し、レイテ島、ルソン島、硫黄島へと米軍は進出し、以後、米空軍による本土への空襲は益々激烈となつた。

終戦前夜の昭和20年8月14日午後11時30分頃、房総半島南部から侵入した米空軍B29數十機の編隊は、空襲警報下の熊谷を襲つた。

最初の二機は偵察のためか、市街地上空を北方へ去り、すぐ引き返して来たと思うと、既に佐谷田、久下方面は火に包まれていた。

そして、高度約3,000～5,000mから昼をあざむく照明弾と共に多数の油脂焼夷弾及び小型エレクトロン焼夷弾を投下したため、市街地はたちまち猛火に包まれた。

明けて8月15日正午、市民は焼煙くすぶる灰燼の中に呆然として終戦の玉声を聞いたのである。実に数時間の差であった。

被 異 状 況

被害発生と共に消防団員、警防団員等は、全力を尽し消火に努め、市民の避難誘導に当たり、応急策が迅速に行われたので治安上の不安は少しもなかった。

次に示す表は各地区（旧連合町内会）の被害状況である。

主な罹災公共建築物等は熊谷市役所、熊谷市公会堂、熊谷郵便局、熊谷地方裁判所、北武藏地方事務所、熊谷土木公営所、専売局熊谷出張所、埼玉県衛生検定所、中央農林金庫熊谷支所、県立熊谷高等女学校、市立熊谷西国民学校、県立熊谷醸造試験所、その他市街地の銀行、工場及び寺院6寺が含まれていた。

旧連合町内会	罹災戸数 戸	罹災人口 人	死 亡 者 人	罹災面積 坪
本 町	782	3,195	95	46,600
元 町	569	2,306	27	34,800
宮 町	315	1,277	4	43,500
筑 波	475	1,743	22	35,260
銀 座	395	1,999	22	83,950
下 石	417	1,793	20	29,205
石 原	358	1,565	30	26,800
荒 川	134	540		13,340
東 熊 谷	167	910	14	37,940
成 田	5	15		363
箱 田・肥 塚	13	47		960
計	3,630	15,390	234	352,718

* 罹災戸数は全戸数 9,092戸の40%
罹災人口は全人口 56,505人の28%
罹災面積は市街地面積 476,000坪の74%

応 急 対 策

翌8月15日正午「終戦の詔」が放送されたが、恐らく罹災者の多くは、これを聞くことはなかったであろう。

余燼のくすぶる焼跡の混乱の中で市民は犠牲者の処理、跡片付け等の活動を始めた。

焼失した市役所は旧町役場の木造建物に移り、9月上旬、臨時復興課を設けて罹災者の救助、焼跡の整理等の活動を始めた。

また、応急救護所を桜雲女学校に設け、負傷者の治療に当たった。

なお、罹災地の近郊はさいわい農村地帯のため、罹災者の食糧は焼き出し等によりその場をしのぐことができた。

また、罹災地周辺の倉庫等に莫大な量の罐詰、被服、トタン等が保管されており、貯木場には多量の木材があったので、これらを罹災者に配給した。

一方、市民は焼跡の瓦礫や鉄材屑などの片付けを自力で行ったので、この焼跡に徐々にバラックが建ち始めた。

市役所は罹災者の救助活動を進めると共に、焼跡の整理事業として、清掃事業、鉄鋼回収事業、住宅対策事業を実施した。

清掃事業としては、罹災した市民がバラック建築等を行うために、自主的に瓦礫の処理を行った者が多

く、これらが道路の両側に堆積していたので仲町と石原地区の低地帯へ運搬、埋立てを行い、宅地造成用とした。

また、回収された鉄鋼については、市内の古物商に売却し、復興の事業費に当てられた。

住宅対策事業としては、木材の生産地秩父及び比企郡などが近くにあったことと、軍需施設があったため、建築資材の払下げの便等があつて比較的容易に木材を入手できたので、住宅復興は極めて順調であった。

応急住宅、簡易住宅等の建設に力を注ぎ下記表のような結果となっている。

なお、この外に昭和25年以降、いわゆる「公営住宅法」により建設した県・市営住宅は、360戸に達している。

区分	公 営	一 般
昭和21年度	簡易住宅(6坪) 150戸 市営住宅(6.25坪) 453戸	1,740戸
昭和22年度	市営住宅(10坪) 81戸	
昭和23年度	市営住宅(10坪) 22戸	
昭和24年度	市営住宅(10坪) 22戸 引揚者住宅(6坪) 10戸	1,141戸
昭和25年度	市営住宅(10.5坪) 20戸	265戸
計	758戸	3,416戸

* 罹災家屋 3,630戸に対して 4,173戸の新築を見たのでその復興率は120%である。

復興計画

計画の立案

昭和21年2月戦災復興院より係官が熊谷に派遣された。係官は戦災跡地を具に視察し、その日の夜に熊谷戦災復興計画基本方針案が樹立された。

この計画案に基づいて、市当局、市議会関係者等と数次にわたり議論を重ねた結果、神奈川県平塚市と同型の次のような計画を採用した。

- 東西に通過する国道と南北に通ずる市役所通り（この道は防火帯となり官公街地帯となる。）を街の主軸道路とする。
- 通過交通と市街地内交通を分離する建前から、北大通り線と南に鉄道沿線路線を設けて亀甲型とする。
- 市街地の他の道路は主軸道路にならって格子型とする。
- 星溪園の水源池より流れ出る星川をとり入れた観光道路としての星川通りをつくる。

以上は、罹災区域の復興を図るために、市街地の罹災地区を主とした区域のみとして、復興計画をたてたものである。

熊谷には、戦前の昭和15年3月に決定された熊谷市都市計画街路計画があったが、戦争のため一部の実現をみたのみで昭和21年7月にこの計画は廃止された。

昭和21年10月5日熊谷市は国の戦災復興計画基本方針に基づいて、

- 市民生活の向上
- 地方的美観の発揚
- 気候、風土、慣習等の即応せる等

特色ある都市建設することを目標に、復興計画をすすめることを決定した。そして次の四点を重点項目として復興事業をすすめていった。

- 1 街路計画
- 2 公園緑地計画
- 3 下水道計画
- 4 復興地区画整理

なお、道路計画については、昭和25年7月10日当時の諸物価の高騰、財政の困難等多くの理由により、最初の道路計画を一部縮小し、その後も数回変更を行った。



街路計画

本市は、昭和15年3月街路網の決定を行ったが終戦までに、何等これを事業化するに至らなかった。しかし、戦災を期に、急激に膨張しようとする都市形態に適応した街路計画を策定したのである。

中山道を主軸とし、その南北に幹線街路を通した。これ等の街路は市街地を通過する環状線であると同時に主軸のバイパス線でもある。また、通過交通路線の外に不規則な勾配をもって、屈曲しながら流れていた星川を整備して両側に街路をもって包む散策地帯を設けた。これは、ともすれば、かつての宿場町の街道筋商人感情を伝統的に引き継がれている本地方の人々に、朝な夕な心のよき保養となるよう計画したものである。

当初の熊谷都市計画街路は昭和21年10月5日（戦災復興院告示第108号）に決定された。

その後、国家的大事業として出発したこの戦災復興事業も、昭和23年頃より漸く非難の声を聞くようになった。即ち、本市の場合には市役所通線幅員50mの縮小説と、星川通線幅員22mに対する厳しい批判があった。

然るに当時の国家財政もインフレによる諸物価の高騰や、相次ぐ災害のために極端に疲弊しておったので、事業予算も意の如くならず、よって戦災復興事業も極めて牛歩の状態にあった。この様な状況にあった時、いわゆる経済9原則が示され、これに基づいて戦災復興計画も再検討されることとなった。昭和24年6月24日「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」が閣議決定され、これに基づいて本市の計画も再検討さてたのである。これより先即ち昭和24年6月1日に本市に於ては市議会、土地区画整理委員会の合同による熊谷都市計画の運営を議する事に方針を定め、市長委嘱の市議会議員代表6名と土地区画整理委員会代表3名より成る戦災復興委員会を設置したのである。

この委員会は再検討に関するためのみ設置されたのではないが、丁度再検討の時期になつたため、本格的に再検討に関して活躍したのであった。その活動状況は次の通りである。

回数	年 月 日	議 題
1	昭 24. 6. 7	委員会設立の件 現段階に於ける復興事業の推進方策に関する件
2	24. 7. 4	熊谷戦災復興都市計画の再検討に関する件
3	24. 7. 31	"
4	24. 8. 3	"
5	24. 8. 12	"
6	24. 10. 29	"
7	25. 4. 24	昭和25年度戦災復興事業について

以上の様な再検討の結果、都市計画街路についてはルートの変更されたものではなく、殆ど幅員縮小による変更であった。この計画変更は昭和25年7月10日建設省告示第735号をもって市役所通線を36m、星川通線を22~16m、熊谷駅前線を25~18m、桜町通線を18m、北大通線を18mに縮小変更決定されたのである。

以上のとおり当初決定をみたよりも、ある路線においては延長、また、ある路線においては幅員等若干縮小した。なお 上記変更街路以外に、Ⅱ. 1. 1 旭町通、Ⅱ. 1. 3 弥生文化町通線はこれを廃止し、街路番号のみ変更した路線もあった。

また、更に昭和29年に至り、石原地区及び第2次荒川地区区画整理事業をも施行するに及んで、同年8月26日建設省告示第394号をもって、これが都市計画街路を次のとおり追加変更決定された。

街 路 番 号			街 路 番 号	起 点	終 点	延 長 m	幅 員 m
等級	類別	番 号					
I	I	I	市 役 所 通	大字熊谷字わ通	大字熊谷字む通	1,080	36 18
但し、Ⅱ.3.2号線との交叉点より終点に至る区間の幅員は18mとする。							
II	3	1	荒 川 通 線	大字佐谷田字八丁	大字石原字宿	3,404	18 15 11
但し、起点より364mの地点からⅡ.1.2号線との交叉点に至る区間(1,270m)の幅員を15mとする。 Ⅱ.1.2号線との交叉点より1,370mの地点から終点に至る区間の幅員を18mとする。							
II	3	2	箱 田 通 線	大字熊谷字わ通	大字箱田字野通	565	11
II	3	3	熊 谷 羽 生 線	大字熊谷字を通	大字上之字中西	370	11
II	3	4	熊 谷 行 田 線	大字熊谷字ち通	大字平戸字丸屋敷	250	11

II	1	2	桜町大橋線	大字熊谷字桜町	榎 町	1,245	18	一部追加、名 称を変更
II	1	3	北大通線	大字熊谷字と通	大字熊谷字町上	2,405	18	変 更
II	1	4	石原駅通線	大字石原字中沢	大字石原字町上	570	18	街路番号変更
II	2	1	熊谷大田線	大字箱田字野通	大字箱田字野通	460	15	変 更
II	3	1	南駅通線	大字熊谷字万通	大字熊谷字う通	710	11	新規決定
II	3	2	荒川通線	大字佐谷田字八丁	大字石原字宿	3,520	15	"
						11	18	

但し、起点より 730 m の地点から II. 1.2 号線との交叉点に至る区間の延長 1,000 m、幅員 15m とし、II. 1.2 号線より 1,370 m の地点から終点までを 18m とする。

II	3	3	箱田通線	大字熊谷字わ通	大字箱田野通	565	11	変 更
II	3	4	熊谷羽生線	大字熊谷字を通	大字上之字前中西	370	11	"
II	3	5	熊谷行田線	大字熊谷字ち通	大字平戸字丸屋敷	250	11	"

以上のとおり計画を変更決定し、更に事業決定をすんで工事に着手したのであるが、翌昭和 30 年に至り、都市計画公園等の計画決定をするに及んで公園と街路が一部重複するような場所等が生じたので同年 3 月 31 日建設省告示第 394 号をもって、一部の街路を下記のとおり更に変更したのである。

街路番号 等級 類別 番号	街路名称	起 点	終 点	延 長 m	幅 員 m	備 考
I 1 1	市役所通	大字熊谷字わ通	大字熊谷字む通	1,180	36 21	変 更
I 3 1	仲仙道	大字熊谷字ち通	大字石原字宿	2,630	25 28	"
I 3 2	星川通線	大字熊谷字と通	大字熊谷字鎌倉町 2 丁目	1,370	22~16	"
II 1 1	熊谷駅通線	大字熊谷字ろ通	大字熊谷字を通	600	25~18	"

但し、起点において駅前広場地積約 5,300 平方メートルの広場を設ける。

公園緑地計画

戦前における本市の都市公園は、昭和 14 年組合施行による土地区画整理事業を実施した際、荒川地区第一土地区画整理事業区域内に児童公園 1 カ所が設けられたにすぎない。

しかし、この公園も面積及び施設からして、極めて小規模であって、殆どその用に供されない状態であった。

この他、市街地に 2、3 の児童遊園施設はあったが、概して本市には公園らしき公園施設は皆無の状態であった。

このため、復興計画には近隣公園、児童公園等併せて 3 つの公園を計画し、昭和 29 年 11 月に決定をみたのである。

その後、昭和 30 年 3 月に至り、第 2 次の荒川土地区画整理事業を市施行により実施するに及んで、都市公園 4 カ所、同緑地 1 カ所を追加決定した。

名 称	面 積(ha)	計 画 決 定	備 考
中央公園	2.40	29.11.18	区 域 内
東公園	0.36	29.11.18	区 域 内
星渓公園	0.34	29.11.18	区 域 内
曙公園	0.12	30. 3	区 域 外
万平公園	1.04	30. 3	区 域 外
宮前公園	0.20	30. 3	区 域 外
荒川公園	1.51	30. 3	区 域 外
南運動場	1.86	30. 3	区 域 外
新堤緑地	0.96	30. 3	区 域 外
見晴公園	0.13	30. 3	区 域 外

下水道計画

本市の地勢をみると、北方約5kmのところに一般河川利根川があり、また市街地の南端を荒川が流れている。

もともと利根川、荒川の乱流によって形成されたところで、標高24.5～31.5m、標高差僅かに7.0mで概して土地は平坦である。

これがため排水の現況は、その施設として見るべきものはないが、僅かに往時より用水を兼ねた排水路として現存するものに成田用水、星川、元荒川があるのみで、これらが、幹線となって在来道路側溝より合する雨水及び汚水を排除している。

しかし、これらの在来水路も完全なものがないので計画にあたっては、築造、維持、管理とも容易な合流方式を採用した。

排水人口は、昭和26年末の総人口66,000人強、戦災復興土地区画整理事業区域内人口34,874人で最も稠密なところは1ha当たり414人となっている。

将来人口の推定に当たっては、市街地人口100,000人として計画をたて、昭和30年9月2日下水道法により認可を得た。

排水区はこれを3排水区に区分し、箱田、星川両排水区を第1期工事、荒川排水区を第2期工事としてそれぞれ施工することとした。

排 水 区	排 水 面 積	有 効 面 積	下水管渠延長	備 考
箱田排水区	107.906ha	83.194ha	28,835m	第1期工事
星川排水区	82.054ha	56.929ha	50,715m	"
荒川排水区	140.100ha	112.080ha	63,425m	第2期工事
計	330.060ha	252.203ha	142,975m	

復興土地区画整理事業

戦災都市熊谷について、罹災した地域を含んだ全市を考えるとき、それらの土地区画整理事業は戦災復興の諸事業のなかで、最も重要であり、最も困難な事業であった。

熊谷市における戦災復興事業は、約352,718坪の罹災面積に対し、大字熊谷、大字石原、大字箱田、大字上之の一部を含む周辺の将来発展を予定される地域等をも併せて約502,200坪の広大なる地域を

土地区画整理事業区域として申請し、昭和21年9月4日戦災復興院告示により決定をみた。

その後、財政事情などから再検討が行われ、市街地中央部の罹災を免れた本町裏の一部と石原地区と、日東製粉東側と、東小学校西側の農耕地を除外し約382,400坪に縮小し、昭和30年3月26日告示された。

なお、この申請には復興土地区画整理事業区域を第一工区、第二工区とし、これ以外の地区を第三工区として認可をとったのである。

昭和22年土地所有者6名、借地権者8名を選んで土地区画整理事業委員会を設置し、この協議によって整理事業は進められた。

委員会は、昭和31年3月に解散したが、整理事業は着々とすすめられた。

第一工区については、昭和31年3月末埼玉県知事施行から熊谷市長に引き継がれたが、昭和46年6月30日の換地処分をもって完了した。

第二工区については、第一工区と同様知事から市長に引き継がれ、昭和34年4月から都市改造事業として採択され、昭和48年6月30日の換地処分をもって完了した。

第三工区については、復興土地区画整理事業から昭和30年3月26日、石原地区画整理事業と名称を変更して埼玉県知事施行により、昭和32年11月15日の換地処分により完了した。



追記

この文書の作成にあたっては、当時、熊谷戦災復興都市計画土地区画整理事業に携われた諸先輩方から、貴重なお話を伺いながら、

なお、

建設省編

『戦災復興誌』 第7巻

発行 財團法人 都市計画協会 昭34.11.3

成沢寿著

『熊谷戦災復興物語』 昭60.8.15

日下部朝一郎著

新編『熊谷風土記稿』 昭53.7.5 鹿鳴社

熊谷市史編纂委員会編

『熊谷市史』 前編 後編

発行 熊谷市 昭39.4.1

熊谷市史編さん室編

『熊谷市史』 通史編

発行 熊谷市 昭59.8

以上の図書を参考といたしました。